

平成18年 No.36

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則

制定理由

フットサルコートを整備に伴い，体育施設に加えるため。

承認経過

平成18年 9 月11日 体育施設運営委員会 審議承認

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成18年 9 月12日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成18年規則第21号

東京学芸大学体育施設使用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学体育施設使用規則（平成 6 年規程第21号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学体育施設使用規則の一部改正について

改正理由：フットサルコートの整備に伴い、体育施設に加えるため。

改 正	現 行
〔省略〕 (体育施設) 第3条 体育施設は、次に掲げるものをいう。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 陸上競技場（サッカー・ラグビー場及びフットサルコートを含む。） (8)～(14) 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成18年9月12日から施行する。</u>	〔省略〕 (体育施設) 第3条 体育施設は、次に掲げるものをいう。 (1)～(6) 〔省略〕 (7) 陸上競技場（サッカー・ラグビー場を含む。） (8)～(14) 〔省略〕 〔省略〕